

指定小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護事業所
「小規模多機能ホームうのき」
重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(鹿児島県指定 第4691200325号)

当事業所は利用者に対して指定小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上注意していただきたいことを次の通り説明します。

※ 当小規模多機能ホームの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援・要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも入居は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 事業者
2. 事業の概要
3. 職員の職種及び職務内容、勤務体制
4. 事業所が提供するサービス
5. サービス利用に当たっての留意事項
6. 緊急時対応
7. 個人情報の保護
8. 秘密保持
9. 小規模多機能型居宅介護（介護予防）計画の作成
10. 身体拘束について
11. 賠償責任
12. 苦情の受付について
13. 運営推進会議の設置

1. 事業所

- | | |
|-----------|------------------|
| (1) 法人名 | 医療法人春成会 |
| (2) 法人所在地 | 霧島市国分中央三丁目19番15号 |
| (3) 電話番号 | 0995-45-0011 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 加倉 瑞子 |
| (5) 設立年月日 | 平成9年10月1日 |

2. 事業の概要

- (1) 事業所の種類

小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

- (2) 事業の目的

医療法人春成会が設置運営する小規模多機能ホームうのきにおいて実施する、指定小規模多機

能型居宅介護・指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（以下「事業所」という）の適切な運営を確保するための人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が介護状態にある高齢者に対し、適切なサービスを提供することを目的とする。

（３）運営の方針

１．事業所において提供される介護サービスは「医療法人春成会」の理念に基づき行われるものとする。２．当該事業所において提供する小規模多機能型居宅介護（介護予防）は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の主旨及び内容に沿ったものとする。３．小規模多機能型居宅介護（介護予防）の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又は家族に対し、サービスの提供等について、理解しやすいように説明を行う。４．利用者の要介護状態の軽減または悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行う。５．提供する小規模多機能型居宅介護（介護予防）の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常に改善を図る。

（４）施設概要

- ①名称 小規模多機能ホームうのき
- ②開設年月日 平成２４年４月１日
- ③所在地 鹿児島県霧島市国分中央三丁目１９番８号 １階
- ④電話番号 ０９９５-４５-５５５０ ＦＡＸ ０９９５-４５-００５１（鶴木医院内）
- ⑤管理者 油田 智美
- ⑥交通の便 ＪＲ国分駅より車で約５分
- ⑦建物概要 構造：鉄骨造４階建（耐火建築物）の１階部分 （１階部分：１４４.８４㎡）
- ⑧居室等の概要
 - ・居室：６室（個室） ３室確保（和室）
 - ・共有スペース：食堂、居間（和室）、浴室、洗濯スペース、洗面所
トイレ（身障用２ヶ所、一般２ヶ所）

３．職員の職種及び職務内容、勤務体制

当事業所では、利用者に対して指定小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞

職種	配置数	主な職務内容
管理者	１名（兼務）	職員の管理及び業務の管理を一元化に行う
介護計画作成担当者	１名（兼務）	利用者、家族の必要な相談に応じ適切なサービスが提供されるよう必要な役割を果たす
看護職員	１名	健康チェック等の医療業務
介護職	６名以上	日常生活の支援や介護を行う

＜勤務体制＞ ※休日はありません

○日勤 ７：００～１９：００

○夜勤 １７：００～９：３０

昼間は利用者３名あたり介護従事者１名でお世話します。

夜間（午後７時から午前７時まで）は介護従事者１名でお世話します。

4. 事業所が提供するサービス

①介護保険給付サービス

サービス項目	サービス内容
日常生活の援助	日常生活動作能力に応じて、活動的な生活が送れるように援助します
健康チェック	日々、血圧測定等、利用者の全身状態の把握に努めます。また緊急等必要な場合には主治医あるいは協力医療機関等に責任持って引き継ぎます
機能訓練	地域活動の参加やグループ活動等により生活機能の維持、改善に努めます
食事支援	栄養バランス、身体状態に配慮した食事提供を行います ※食材料費は介護保険給付外となります
入浴支援	利用者の状況に合わせて入浴、清拭の援助を行います
排せつ支援	利用者の状況に合わせて適切な排せつ介助を行い、自立についても適切な支援に努めます
相談・助言等	利用者、家族からの相談に応じ、可能な限り必要な援助を行います

②介護保険給付外

項目	内容
食材料費	提供する食材料にかかる費用です。尚、利用者の希望や特別な食事（外食含む）を提供した場合、実費と基本食材料費の差額をご負担頂きます
宿泊費	宿泊にかかる居室使用料（水光熱費含みます）
おむつ代	提供したおむつに関しては実費をご負担頂きます
レクリエーション クラブ活動費	利用者の希望により参加頂いた場合の材料費等を実費でご負担頂きます
その他	利用者の希望による日常生活品の購入や日常生活に要する費用で、利用者に負担頂くことが適当であるものに関するものの実費をご負担頂きます

※介護保険給付外費用について、社会情勢や経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合には事前に変更の内容と事由について 1 ヶ月前までにご説明します。

③利用料金の支払い方法

毎月 15 日以降に前月分の利用料金を請求致します。支払方法は現金払いと銀行振込がありますのでお選び下さい。振込先につきましては請求書に記載しております。

④利用の中止、変更、追加

- ・小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護サービスは小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護計画に定められた内容を基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、適時適切に通いサービス、訪問サービスまたは宿泊サービスを組み合わせ提供するものです。
- ・利用予定日の前に、利用者の都合により、小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合は原則としてサービスの実施日の前日までに申し出てください。
- ・4①の介護保険の対象となるサービスについては、利用料金は 1 ヶ月ごとの包括料金（定額）

のため、サービスの利用回数を変更された場合も1ヶ月の利用料は変更されません。ただし、4②の介護保険の対象外のサービスについては、利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、料金をいただくことがございます。ただし、利用者の体調不良等の正当な事由がある場合にはこの限りではありません。

5. サービス利用に当たっての留意事項

- ①食事 食事が不要な場合は前日の18:00までにお申し出下さい。その後のキャンセルの場合には食材費をご負担頂きます。
- ②喫煙 施設、敷地内は全館禁煙となりますことをご理解下さい。
- ③訪問時 実施に必要な備品等（水道、ガス、電気含む）は無償で使用させて頂きます。
医療行為は致しません。

6. 緊急時対応

従業者は小規模多機能型居宅介護サービスの提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が発生したときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずると共に、管理者に報告致します。また、災害に備え定期的に避難訓練を行うことで適切な措置ができるように努めます。

<協力医療機関>

- ・内科：鶴木医院（霧島市国分中央三丁目19-15）
- ・歯科：森原歯科（霧島市国分中央三丁目12-57）

<非常災害対策>

- ・当事業所は、非常災害に備えて必要な設備を設け、消防避難に関する計画を作成します。
- ・当事業所は、非常災害に備え、年2回以上は避難・救出その他必要な訓練を行います。

7. 個人情報の保護

本事業所は、利用者の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとします。

8. 秘密保持

職員は、正当な理由なく、その業務上知り得たご利用者及びその家族様の秘密をもらしません。ただし、次の各号についての情報提供については、当事業所は利用者様及びご家族様からの予め同意を得た上で行うこととします。

- ・介護保険サービスの利用に為の市町村、その他の介護保険事業所等への情報提供、あるいは適切な療養のための医療機関への情報提供。
- ・介護保険サービス担当者会議等において、ご利用者様及びご家族様の個人情報を用いる場合。

9. 小規模多機能型居宅介護（介護予防）計画の作成

- ①事業所は、ご利用者様の心身の状況や希望、環境をふまえて具体的なサービス内容等を記載した介護計画を作成致します。

②作成にあたっては、ご利用者様またはご家族様に内容を説明し、ご利用者様の同意を得て交付いたします。

10. 身体拘束について

本事業所は、原則として利用者様に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、ご家族様の同意を得るものとします。また、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

11. 賠償責任

①当サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者様が損害を被った場合、当施設は、利用者様に対して、損害を賠償するものとします。

②利用者様の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者様及びご家族様は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

12. 苦情の受付について

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

<事業所相談受付窓口>

◆担当者：管理者<油田 智美>

◆電話番号：0995-45-5550

◆受付時間：毎週月～金曜日 9:00～17:00

<その他相談窓口>

鹿児島県くらし保健福祉部 高齢者生き生き推進課	鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 TEL：099-286-2111 9:00～17:00（平日）
鹿児島県国民保健団体連合	鹿児島市鴨池新町 7 番 4 号 TEL：099-206-1084 9:00～17:00（平日）
霧島市長寿・障害福祉課 介護保険グループ	霧島市国分中央三丁目 45 番 1 号 TEL：0995-45-5111 8：15～17:00（平日）

13. 運営推進会議の設置

当事業所では小規模多機能型居宅介護（介護予防）サービスの提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容についての評価、助言を受ける為、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

- ・参加者：利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、自治体担当者等
- ・開催：おおむね 2 ヶ月に 1 回
- ・会議録：会議の内容、評価、要望、助言等を記録作成します。

小規模多機能ホームうのき

別紙

◆利用料の内訳◆

1. 介護保険給付サービス利用料金

※小規模多機能型居宅介護費

	項目	1ヶ月あたりの負担額			＜同一建物居住者＞			備考
		1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担	
介護度別利用料	要支援 1	3,450 円	6,900 円	10,350 円	3,109 円	6,218 円	9,327 円	介護予防給付
	要支援 2	6,972 円	13,944 円	20,916 円	6,281 円	12,562 円	18,843 円	
	要介護 1	10,458 円	20,916 円	31,374 円	9,423 円	18,846 円	28,269 円	介護給付
	要介護 2	15,370 円	30,740 円	46,110 円	13,849 円	27,698 円	41,547 円	
	要介護 3	22,359 円	44,718 円	67,077 円	20,144 円	40,288 円	60,432 円	
	要介護 4	24,677 円	49,354 円	74,031 円	22,233 円	44,466 円	66,699 円	
	要介護 5	27,209 円	54,418 円	81,627 円	24,516 円	49032 円	73,548 円	
その他の加算	初期加算	30 円／日	60 円／日	90 円／日	登録した日から 30 日間のみ			
	看護職員配置 加算Ⅰ	900 円	1,800 円	2,700 円	常勤かつ専従の看護師を 1 人以上配置			
	看護職員配置 加算Ⅱ	700 円	1,400 円	2,100 円	常勤かつ専従の准看護師を 1 人以上配置			
	訪問体制強化 加算	1,000 円	2,000 円	3,000 円	訪問要員 2 名以上及び月延べ訪問 200 回以上			
	サービス提供 体制強化加算 Ⅱ	640 円	1,280 円	1,920 円	介護福祉士 50%以上配置されていること			
	認知症加算Ⅲ	760 円	1,520 円	2,280 円	認知症生活自立度Ⅲ以上 ※他規定あり			
	認知症加算Ⅳ	460 円	920 円	1,380 円	要介護 2 及び自立度Ⅱ ※他規定あり			
	科学的介護推 進体制加算	40 円/月	80 円/月	120 円/月	基準あり			
	口腔・栄養スク ーリング加算 Ⅰ	20 円/月	40 円/月	60 円/月	基準あり（利用中 6 か月に 1 回）			
	介護職員処遇 改善加算Ⅰ	介護報酬の 14.9%			基準あり			

2. 介護保険給付外

項目		1 日あたり
食 材 料 費	朝食	300 円
	昼食	550 円
	夕食	550 円
	おやつ	100 円
宿泊費（1 泊につき）		2,200 円

◎オムツ代

種類	単価（1 袋、枚数）	種類	単価（1 袋、枚数）
尿取りパット（小）	1,033 円(32 枚入り)	リハビリパンツ（M）	1,859 円(26 枚入り)
尿取りパット（大）	1,711 円(32 枚入り)	リハビリパンツ（L）	1,859 円(26 枚入り)
オムツ（M）	1,708 円(20 枚入り)		
オムツ（L）	1,708 円(18 枚入り)		

◎洗濯代

洗濯 1 回	450 円
--------	-------

平成 24 年 1 月 1 日より 宿泊費 改定

平成 26 年 4 月 1 日より 介護保険報酬改正、宿泊費、食費 改定

平成 27 年 4 月 1 日より 介護保険報酬改正

平成 27 年 8 月 1 日より 介護保険報酬負担割合に関して改正

平成 30 年 4 月 1 日より 介護保険報酬改正、宿泊費 改定

平成 30 年 8 月 1 日より 介護保険報酬改正

令和 元年 10 月 1 日より 介護保険報酬改正、宿泊費、食事、オムツ代、洗濯代 改定

令和 3 年 4 月 1 日より 介護保険報酬改正

令和 4 年 10 月 1 日より 介護保険報酬改正

令和 6 年 4 月 1 日より 介護保険報酬改正、宿泊費、食事 改定